



福岡医発第 1326 号（地）
平成 28 年 8 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

産業医契約書等の雛形について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、産業医契約書の雛形につきましては、平成 14 年に作成しお示ししておりましたが、近年の産業保健に関する法律の改正等を踏まえ、今般、産業医契約書見直しプロジェクト委員会を設置し、見直しを行いました。

そこで、7 月 15 日開催の第 1 回福岡県産業医学協議会及び 7 月 20 日の各医師会産業保健担当理事者会でのご意見を踏まえ、7 月 28 日開催の本会第 15 回全理事会において協議の結果、「二者契約書」、「三者契約書（医師会も立会の場合）」、「覚書」及び「産業医契約書の注意事項」の内容について承認いたしましたので、別添のとおり送付いたします。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「契約書の注意事項」に報酬の目安を示しておりますが、記載している報酬金額は、あくまでも目安であって強制するものではないことについて、会員各位へ十分にご説明いただきますようお願いいたします。

また、「二者契約書」、「三者契約書（医師会も立会の場合）」「覚書」の様式は、本会ホームページ会員専用ページ＜認定産業医・認定スポーツ医＞ページに掲載を予定しておりますので、データをダウンロードしてご活用下さい。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
会長 白石恒明

契 約 書

【法人名】（以下「甲」という）と、【産業医名】（以下「乙」という）は、労働安全衛生法第 13 条に基づく産業医の委託に関して下記のとおり契約を締結する。

（産業医委託）

第 1 条 甲は、甲の指定する事業場（以下、「本事業場」という）における労働安全衛生法第 13 条の産業医として乙を選任し、乙は、これを承諾する。

（衛生委員会の委員）

第 2 条 甲は、労働安全衛生法第 18 条第 2 項第 3 号が規定する産業医として乙を本事業場における衛生委員会の委員に指名し、乙は、これを承諾する。

（職務内容）

第 3 条 乙は、本事業場において労働安全衛生規則第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項が規定する職務並びにこれに付随する職務のうち以下のものを行う。ただし、次の各号に定めるもの以外の職務を行う場合は、甲乙協議の上、別に定める。

- ① 健康診断及び面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べること
- ② 健康診断結果に基づき労働者に保健指導を行うこと
- ③ 長時間労働に従事し申し出た労働者に面接指導を行うこと
- ④ ストレスチェックの結果に基づき申し出た労働者に面接指導を行うこと
- ⑤ 職場巡視を行うこと
- ⑥ 衛生委員会に参加すること
- ⑦ 健康診断、面接指導、ストレスチェックその他の健康管理に関する企画について助言や指導を行うこと
- ⑧ 健康診断及びストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認し捺印すること
- ⑨ 職業性疾病を疑う事例の原因調査と再発防止について助言や指導を行うこと

（甲の責務）

第 4 条 甲は、乙に対し労働安全衛生規則第 15 条第 2 項に基づき前条の職務を行う権限を与え、その職務遂行につき協力する。

- 2 甲は、乙が労働安全衛生法第 13 条第 3 項及び労働安全衛生規則第 14 条第 3 項に基づいて行う勧告、指導及び助言を尊重し必要な措置を行う。

（個人情報の取り扱い）

第 5 条 甲は、事業場ごとに労働者の健康管理に関する個人情報管理者（以下、個人情報管理者）を定め、乙の指導にしたがって労働者の健康管理に必要な個人情報を取り扱う。

- 2 甲は、前項の個人情報を当初の目的以外で利用し、又は、第三者に提供しようとする際は、その情報主体である本人に説明の上、同意を得る。
- 3 個人情報管理者は、本条第1項の個人情報の取扱いに関して労働者からの開示の請求等及び苦情の申出に対応する。
- 4 乙は、本条第1項の個人情報を持ち出して自ら保管しようとする場合には、個人情報管理者の許可を得た上で、個人情報保護法令及びその関連ガイドラインに準じて取り扱う。
- 5 乙は、この契約が終了し、又は、解除された際は、自ら保管していた個人情報を速やかに甲に返却する。ただし、匿名化された個人情報を公衆衛生の向上や科学研究の発展のために使用する場合は、個人情報管理者に説明し、承諾を得る。
- 6 労働者の個人情報を上記に定めない方法で取り扱う場合は、甲乙協議の上、取扱い方法を別に定める。

(報酬)

- 第6条 甲は、乙に対して報酬として月額 円を毎月 日までに支払う。ただし、乙に健康診断の実施、ストレスチェックの実施その他別表1に定める職務を委託する場合の報酬について、甲乙協議の上、別に定める。
- 2 甲は、乙に対して臨時に本事業場への訪問を依頼する場合その他特別な費用などを要する職務を委託する際の報酬については、甲乙協議の上、その都度定める。

(事故などの補償)

- 第7条 甲は、乙が本契約に定める職務を遂行中に生じた第三者に対する人的及び物的な事故については、本事業場への往復途上も含め、乙の故意又は重大な過失に基づくものを除き、すべて甲の責任において処理し補償する。
- 2 甲が保険料を負担する産業医傷害保険の保険給付があったときは、これを前項の損害額の全部または一部に充当することができる。

(選任届)

- 第8条 甲は、乙を産業医として選任したことについて、遅滞なく、所轄労働基準監督署に届け出る。

(契約の有効期間)

- 第9条 本契約の有効期間は平成 年 月 日から1年間とし、甲又は乙の申出がないときは当然に更新される。
- 2 甲及び乙は、本契約を解約しようとする場合は、相手に対して、1か月前に通知するものとする。

(訴訟)

- 第10条 甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、福岡地方裁判所を甲と乙の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 11 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義については、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。

本契約を証するため本書を 2 通作成し、甲乙押印の上、各自保有するものとする。

平成 年 月 日

「甲」	所在地	
	名称	
	代表者名	印

「乙」	住所	
	医療機関名	
	氏名	印

契 約 書

【法人名】（以下「甲」という）と、【所属医師会名】所属・【産業医名】（以下「乙」という）は、労働安全衛生法第 13 条に基づく産業医の委託に関して下記のとおり契約を締結する。

（産業医委託）

第 1 条 甲は、甲の指定する事業場（以下、「本事業場」という）における労働安全衛生法第 13 条の産業医として乙を選任し、乙は、これを承諾する。

（衛生委員会の委員）

第 2 条 甲は、労働安全衛生法第 18 条第 2 項第 3 号が規定する産業医として乙を本事業場における衛生委員会の委員に指名し、乙は、これを承諾する。

（職務内容）

第 3 条 乙は、本事業場において労働安全衛生規則第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項が規定する職務並びにこれに付随する職務のうち以下のものを行う。ただし、次の各号に定めるもの以外の職務を行う場合は、甲乙協議の上、別に定める。

- ① 健康診断及び面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べること
- ② 健康診断結果に基づき労働者に保健指導を行うこと
- ③ 長時間労働に従事し申し出た労働者に面接指導を行うこと
- ④ ストレスチェックの結果に基づき申し出た労働者に面接指導を行うこと
- ⑤ 職場巡視を行うこと
- ⑥ 衛生委員会に参加すること
- ⑦ 健康診断、面接指導、ストレスチェックその他の健康管理に関する企画について助言や指導を行うこと
- ⑧ 健康診断及びストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認し捺印すること
- ⑨ 職業性疾病を疑う事例の原因調査と再発防止について助言や指導を行うこと

（甲の責務）

第 4 条 甲は、乙に対し労働安全衛生規則第 15 条第 2 項に基づき前条の職務を行う権限を与え、その職務遂行につき協力する。

- 2 甲は、乙が労働安全衛生法第 13 条第 3 項及び労働安全衛生規則第 14 条第 3 項に基づいて行う勧告、指導及び助言を尊重し必要な措置を行う。

（個人情報の取り扱い）

第 5 条 甲は、事業場ごとに労働者の健康管理に関する個人情報管理者（以下、個人情報管理者）を定め、乙の指導にしたがって労働者の健康管理に必要な個人情報を取り扱う。

- 2 甲は、前項の個人情報を当初の目的以外で利用し、又は、第三者に提供しようとする際は、その情報主体である本人に説明の上、同意を得る。
- 3 個人情報管理者は、本条第1項の個人情報の取扱いに関して労働者からの開示の請求等及び苦情の申出に対応する。
- 4 乙は、本条第1項の個人情報を持ち出して自ら保管しようとする場合には、個人情報管理者の許可を得た上で、個人情報保護法令及びその関連ガイドラインに準じて取り扱う。
- 5 乙は、この契約が終了し、又は、解除された際は、自ら保管していた個人情報を速やかに甲に返却する。ただし、匿名化された個人情報を公衆衛生の向上や科学研究の発展のために使用する場合は、個人情報管理者に説明し、承諾を得る。
- 6 労働者の個人情報を上記に定めない方法で取り扱う場合は、甲乙協議の上、取扱い方法を別に定める。

(報酬)

- 第6条 甲は、乙に対して報酬として月額 円を毎月 日までに支払う。ただし、乙に健康診断の実施、ストレスチェックの実施その他別表1に定める職務を委託する場合の報酬について、甲乙協議の上、別に定める。
- 2 甲は、乙に対して臨時に本事業場への訪問を依頼する場合その他特別な費用などを要する職務を委託する際の報酬については、甲乙協議の上、その都度定める。

(事故などの補償)

- 第7条 甲は、乙が本契約に定める職務を遂行中に生じた第三者に対する人的及び物的な事故については、本事業場への往復途上も含め、乙の故意又は重大な過失に基づくものを除き、すべて甲の責任において処理し補償する。
- 2 甲が保険料を負担する産業医傷害保険の保険給付があったときは、これを前項の損害額の全部または一部に充当することができる。

(選任届)

- 第8条 甲は、乙を産業医として選任したことについて、遅滞なく、所轄労働基準監督署に届け出る。

(契約の有効期間)

- 第9条 本契約の有効期間は平成 年 月 日から1年間とし、甲又は乙の申出がないときは当然に更新される。
- 2 甲及び乙は、本契約を解約しようとする場合は、相手に対して、1か月前に通知するものとする。

(訴訟)

- 第10条 甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、福岡地方裁判所を甲と乙の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 11 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義については、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。

本契約を証するため本書を 2 通作成し、甲乙押印の上、各自保有するものとする。

平成 年 月 日

「甲」	所在地	
	名称	
	代表者名	印

「乙」	住所	
	医療機関名	
	氏名	印

「乙の所属医師会長」		
	所在地	
	医師会名	
	会長名	印

【覚書】

職務実施職場	
事業場名	
事業場所在地	
勤務時間	3 時間／月
衛生管理者	〇〇 〇〇（所属・役職）
個人情報管理者	〇〇 〇〇（所属・役職）
産業保健スタッフ	保健師または看護師 名（氏名）
	事務 名（氏名）
職務実施職場	
事業場名	
事業場所在地	
勤務時間	3 時間／月
衛生管理者	〇〇 〇〇（所属・役職）
個人情報管理者	〇〇 〇〇（所属・役職）
産業保健スタッフ	保健師または看護師 名（氏名）
	事務 名（氏名）

<取扱注意>

産業医契約書の注意事項

1. 第1条「産業医委託」について

「指定する事業場」とは、乙が本契約に基づく産業医として職場巡視その他の職務を行う全ての事業場を指し、それらの事業場名は別添の【覚書（案）】に例示したように明確にすること。

2. 第2条「衛生委員会の委員」について

労働安全衛生法により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生委員会を設置しなければならない、その委員構成として産業医は必須となっている。産業医の出席が難しい場合は、予め意見を述べることや議事録を確認することを通じて産業医としての参加を促す。

3. 第3条「職務内容」について

契約書（案）の第3条各号に記載している職務は、通常、産業医として実施すべきものである。産業医がこれらの職務の他に別表1に示すような職務も行う場合は条文に追加する又は、別途、覚書その他の文書を作成する。

4. 第5条「労働者の健康管理に関する個人情報」について

第1項及び第3項：事業者は事業場ごとに個人情報管理者を指名する。また、産業医が個人情報を持ち出す際には個人情報管理者の了解を得る。平成27年に改正された個人情報保護法にしたがって、匿名化された個人情報についても同様である。

第2項：特段の場合を除き、個人情報の保護等に関する労働者への説明、労働者からの同意の取得、労働者からの開示請求や苦情の受付は、事業者が行う。

第4項：「個人情報保護法令及び関連ガイドライン」には、個人情報の取扱いに関する次の事項が含まれる。

①取得・利用・提供等の適切な取り扱い

②安全管理（人的な面も含む機密保護と正確性の確保）

③電子化情報における個人情報の作成者と改訂履歴の記録の保存

また、医療分野のみならず、労働安全衛生法令、経済産業省による関連ガイドライン等も含まれる。医療分野以外のガイドラインのポイントは下記の通りである。

①労働安全衛生関連の規則・ガイドライン：法的に定められた健康情報を健康診断の受診等により事業者に報告し、産業医による健康管理を受けることは労働者の義務であること。

②経済産業省関連のガイドライン：職業的な守秘義務を有しない人（請負従業員・委託先等）における、安全管理（組織的・人的・物理的・技術的）レベルの明確化。

第5項：産業医契約解除後の個人健康情報は、顧客先に返却し、不必要となったコピーや電子化情報等は、適切に廃棄することが原則である。

<取扱注意>

5. 第6条「報酬」について

産業医の報酬については、次の①及び②を参考とする。また、ストレスチェック後の面接指導などを実施して3時間を超えた場合や、別表1に記載された職務（例えば、健康診断の実施、ストレスチェックの実施など）を第3条に追加し、新たに時間的拘束や責任が生じたりする場合には、事業者は産業医報酬に相応の追加料金を加算する。ただし、下記に記載する料金は目安であって強制するものではない。

①基本料金（1回半日訪問時の月額）の例

登録料金 20,000 円

活動料金 30,000 円＋従業員数×200 円

②追加料金（1回半日を超えて活動した場合や新たに時間的拘束や責任が生じた場合の時間単価）の例

追加料金 10,000 円／1 時間

6. 第7条「事故などの補償」について

①産業医団体傷害保険制度

産業医が職場巡視等の職務遂行中に受けた災害は労災保険適用外となっていることから、万一の場合に備えて、事業所が加入する補償保険の制度である。

②日医医賠償保険制度

平成 28 年 7 月 1 日から、日医 A 会員が産業医活動（職務）に起因して発生した不測の事故について、会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る災害に対しても補償の範囲が次の通り拡充されている。

補償の限度額：1 事故 1 億円、保険期間中 3 億円（免責なし）

<取扱注意>

別表 1

1 労働安全衛生法に規定された医師の職務のうち依頼される可能性のある職務

- ① 健康診断を実施すること
- ② ストレスチェックを実施すること
- ③ 健康診断の問診や診察等の医療記録を保存すること
- ④ 面接指導の記録を保存すること
- ⑤ ストレスチェック結果の集団分析を行うこと
- ⑥ 衛生教育を行うこと

2 労働安全衛生法に規定されていないものの依頼される可能性のある職務

- ① 診断書その他の健康情報を解釈して人事管理に活用すること
- ② 労働者からの健康相談に応じること
- ③ 職場復帰の可否を判断し支援すること
- ④ 事業場滞在中に発生した急患に救急処置を行うこと
- ⑤ 運転業務等の特殊職務に従事する労働者の就業適性を診断すること
- ⑥ 健康教育等の健康保持増進活動を行うこと
- ⑦ 感染症を予防して発生後にはその拡大を防止すること
- ⑧ 作業環境測定結果を確認して職場改善等に関する意見を述べること
- ⑨ 職場や作業の快適化に関して助言すること
- ⑩ 危険有害要因のリスクアセスメントに関して助言すること
- ⑪ 労働衛生関連訴訟に関して助言すること
- ⑫ 事故又は災害が発生後の被害最小化策に関して助言すること

3 労働衛生以外の職務のうち依頼される可能性のある職務

- ① 職場で患者を診療すること
- ② 顧客の健康を確保する活動に参画すること
- ③ 医療保険者による保健事業（特定健康診査、データヘルス活動等）に協力すること
- ④ 関連協力企業又は構内請負企業において産業医の職務を行うこと
- ⑤ 国、地方公共団体、学術団体その他の公益事業に協力すること